

2 炭化水素系物質発生施設関係

(対象施設関係 規則第6条、別表第3 3の項)

Q 酸化エチレンの5KLタンクを3基使用しているが届出は必要か。

A それぞれの貯蔵施設が10KL未満であれば、届出対象ではありません。
ただし、ガソリンスタンドのみについては、従前からスタンド内に設置されている全てのガソリン貯蔵施設の合計値で規制しておりますので注意してください。